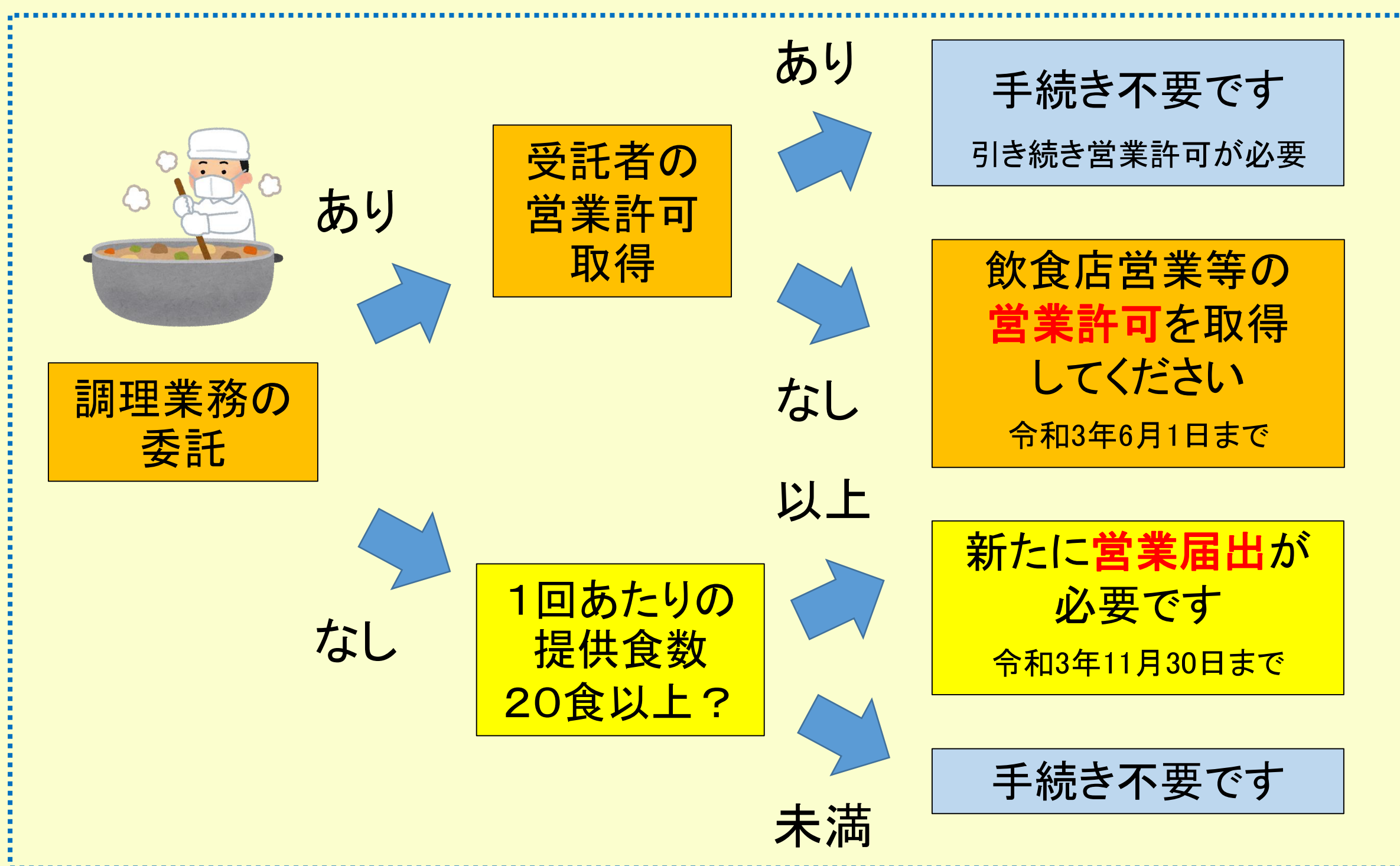


集団給食施設管理者の皆様へ

➤ 食品営業許可・届出の手続きはお済ですか？

○食品衛生法の改正に伴い、許可や届出に該当する集団給食施設は、保健所窓口または食品衛生申請等システムにて手続きが必要になります。
○令和3年11月30日をもちまして、届出の猶予期間が過ぎたため、まだ申請を行っていない場合は、直ちに申請をお願いいたします。
(※令和3年6月1日以前に届出済施設についても、**改めて届出が必要**です。)



○集団給食施設の設置者又は管理者が「調理業務」を外部事業者に委託した場合は、**その他の業務の委託状況に関わらず、受託事業者は飲食店営業の許可が必要**です。

○許可や届出に該当する施設では、**HACCPに沿った衛生管理と食品衛生責任者の設置が必要**となります。

お問合せ

最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課生活衛生室
TEL:0233-29-1261 FAX:0233-22-2025

届出の申請方法

1

- 食品衛生申請等システムへアクセス
- <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



2

- 食品等事業者情報登録(初回のみ)
- 「食品等事業者のアカウント」または「GビズID」を作成し、IDとパスワードを取得

3

- IDとパスワードを入力し、ログイン
- 営業届出を選択
- 必要事項を入力して届出

※許可申請の場合は、県証紙が必要となりますので、
これまで通り窓口にお越しください。

○詳しい申請方法はこちらをご参照ください。
食品衛生申請等システムのご利用方法～営業届出～
<https://www.youtube.com/watch?v=Tiw-tZE0ppg>



厚生労働省youtube

HACCPに沿った衛生管理の制度化

○許可・届出業種に該当する施設は、次のとおり公衆衛生上必要な措置を定め、遵守することが求められます。

○集団給食施設の方は、「**大量調理施設衛生管理マニュアル**」を参考にしてください。

1. 衛生管理計画の作成(必要に応じて手順種の作成)
2. 衛生管理計画に従って、日々の衛生管理の実施
3. 衛生管理の実施状況を記録し保存
4. 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し見直す



大量調理施設
衛生管理マニュアル